

保険に加入する場合の取扱い

～終身保険の保険料～

会社が保険に加入する場合、保険の種類や契約者、被保険者及び保険金受取人を誰にするかによって、保険料あるいは受取保険金の税務上の取扱いが異なってきます。

今回は**終身保険の保険料**についてご紹介します。

法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする終身保険に加入して支払った保険料は、保険金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

実務上は、養老保険に準じた取扱いをします。

(1) 死亡保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除、若しくは失効により当該保険契約が終了する時まで損金の額に算入されず、**資産に計上**する必要があります。

(2) 死亡保険金の受取人が役員又は使用人の遺族の場合

その支払った保険料の額は、**役員又は使用人に対する給与**となります。

なお、給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

(注1) 役員に対する給与とされる保険料の額で法人が経常的に負担するものは、定期同額給与となります。

～参考～

終身保険とは…

終身保険とは、被保険者の一生涯にわたって保障する保険で、被保険者が死亡するか、保険約款で指定する高度障害状態になったときに、保険金が受取人に支払われます。

保険金の支払事由が死亡と高度障害に限定され、満期保険金がないという点は、定期保険と同じですが、一生涯死亡保障が続きますので、養老保険同様保険金は必ず支払われます。